

経済産業省令第 号

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成十二年法律第二百十号）の施行に伴い、並びに特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、訪問販売等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年 月 日

経済産業大臣名

訪問販売等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（訪問販売等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 訪問販売等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第八十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定商取引に関する法律施行規則

目次中「第六条」を「第七条」に、「（第七条 第十一条の二の二）」を「（第八条 第十六条）」に

、「（第十一条の二の三 第十一条の八）」を「（第十七条 第二十三条）」に、「（第十二条 第十八条）」を「（第二十四条 第三十一条）」に、「（第十九条 第二十六条）」を「（第三十二条 第三十九条）」に、「第四章 雑則（第二十七条）」を「第四章 業務提供誘引販売取引（第四十条 第四十六条）」に、「第五章 雑則（第四十七条）」を「第五章 雑則（第四十七条）」に改める。

第一条中「訪問販売等に関する法律」を「特定商取引に関する法律」に改める。

第二十七条中「第十八条の二第一項」を「第六十条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により提出する申出書は、様式第二によること。

第二十七条を第四十七条とする。

「第四章 雑則」を「第五章 雑則」に改める。

第二十六条中「第十七条の七第三号」を「第四十六条第三号」に改め、同条第四号中「第十七条の九第二項ただし書」を「第四十八条第二項ただし書」に改め、第三章中同条を第三十九条とし、同条の次に次

の一章を加える。

#### 第四章 業務提供誘引販売取引

(業務提供誘引販売取引についての広告)

第四十条 法第五十三条第四号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 業務提供誘引販売業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 二 業務提供誘引販売業を行う者が法人であつて、電子情報処理組織(業務提供誘引販売業を行う者の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により広告をする場合には、当該業務提供誘引販売業を行う者の代表者又は業務提供誘引販売業に関する業務の責任者の氏名

#### 三 商品名

第四十一条 法第五十三条の規定により業務提供誘引販売取引について広告をするときは、同条第二号の事項については商品(法第五十一条第一項の商品をいう。次条を除き、以下この章において同じ。)の購入金額若しくは役務の対価の支払の金額又は取引料の金額(商品の購入又は役務の対価の支払と取引

料の提供とが併せて行われる場合にあつては、その商品の購入金額又はその役務の対価の支払の金額と取引料の金額との合計額）を明示しなければならない。

2 法第五十三条の規定により業務提供誘引販売取引について広告をするときは、同条第三号については次に定めるところにより表示しなければならない。

一 提供し、又はあつせんする業務の内容を表示すること。

二 一定の期間内に業務を提供し、又はあつせんする回数、業務に対する報酬の条件など、業務の提供又はあつせんの態様に応じて、当該業務の提供又はあつせんについての条件に係る重要な事項を表示すること。

三 收受し得る金額その他の業務提供利益の指標を表示するときは、その指標と同等の水準の業務提供利益を実際に收受している者が当該業務提供誘引販売業に関して業務提供誘引販売取引を行った者の多数を占めることを示す数値を表示するなど、業務提供利益の見込みについて正確に理解できるように、根拠又は説明を表示すること。

（誇大広告等の禁止）

第四十二条 法第五十四条の経済産業省令で定める事項は次のとおりとする。

一 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項

二 当該業務提供誘引販売業に係る業務提供利益その他の業務の提供条件に関する事項

三 商品の性能、品質若しくは効能、役務の内容若しくは効果又は権利の内容若しくはその権利に係る

役務の効果

四 商品の原産地若しくは製造地又は製造者名

五 商品、権利若しくは役務、業務提供誘引販売業を行う者又は業務提供誘引販売業を行う者の行う事

業についての国、地方公共団体、著名な法人その他の団体又は著名な個人の関与

六 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除に関する事項（法第五十八

条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。）

（業務提供誘引販売取引における書面の交付）

第四十三条 法第五十五条第一項の規定により業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者に

交付する書面にはその業務提供誘引販売業に係る次の事項を明記しなければならない。

一 業務提供誘引販売業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

二 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質に関する重要な事項又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する重要な事項

三 商品名

四 商品若しくは提供される役務を利用する業務の提供又はあつせんについての条件に関する重要な事項

五 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担の内容

六 契約の解除の条件その他の当該業務提供誘引販売業に係る契約に関する重要な事項

七 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者、割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦

購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

2 前項の書面には書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

3 第一項の書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

第四十四条 法第五十五条第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該業務提供誘引販売業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

二 当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結を担当した者の氏名

三 契約年月日

四 商品名及び商品の商標又は製造者名

五 特定負担以外の義務についての定めがあるときは、その内容

六 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつ

せんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者、割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができると。

第四十五条 法第五十五条第二項の規定により業務提供誘引販売業を行う者が契約の相手方に交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

事 項	基 準
一 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）に隠れた瑕疵がある場合の責任に関	商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）に隠れた瑕疵がある場合に販売業者が当該瑕疵について責任を負わない旨が定められていないこと。

する事項	
二 契約の解除に関する事項	イ 業務提供誘引販売取引の相手方からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。 ロ 業務提供誘引販売業を行う者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合における業務提供誘引販売業を行う者の義務に関し、民法に規定するものより業務提供誘引販売取引の相手方に不利な内容が定められていないこと。
三 その他の特約に関する事項	法令に違反する特約が定められていないこと。

2 書面には、次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
一 商品若しくは提供され	イ 提供し、又はあつせんする業務の内容

<p>二 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項</p>	<p>る役務を利用する業務の提供又はあつせんについての条件に関する事項</p>
<p>イ 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の購入については、その購入先、数量、金額、代金の支払の時期及び方法並びに当該商品の引渡し の時期及び方法</p>	<p>ロ 一週間、一月間その他の一定の期間内に提供し、若しくはあつせんする業務の回数若しくは時間その他の提供し、又はあつせんする業務の量</p> <p>ハ 一回当たり又は一時間当たりの業務に対する報酬の単価その他の報酬の単価が定められている場合には、その単価</p> <p>ニ ロ及びハにより定められるものその他の業務提供利益の計算の方法</p> <p>ホ ニに掲げるもののほか、業務提供利益の全部又は一部が支払われな いこととなる場合があるときは、その条件</p> <p>ヘ ニ及びホに掲げるもののほか、業務提供利益の支払の時期及び方法 その他の業務提供利益の支払の条件</p>

	<p>口 権利の購入については、その購入先、金額、代金の支払の時期及び方法並びに当該権利の移転の時期及び方法</p> <p>ハ 役務の対価の支払については、その支払先、金額、対価の支払の時期及び方法並びに当該役務の提供の時期及び方法</p> <p>ニ 取引料の提供については、その提供先、金額、性格並びに提供の時期及び方法</p> <p>ホ 取引料のうち返還されるものがあるときは、その返還の条件</p>
<p>三 当該契約の解除に関する事項（法第五十八条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。）</p>	<p>イ 法第五十五条第二項の書面を受領した日から起算して二十日を経過する日までの間は、書面によりその契約の解除を行うことができる。</p> <p>ロ イの契約の解除があつた場合において、その業務提供誘引販売業を行つ者は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。</p>

ハ イの契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずること。

二 イの契約の解除があつた場合において、その契約に係る商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は、その業務提供誘引販売業を行う者の負担とすること。

ホ イの契約の解除があつた場合において、当該契約に係る商品の代金若しくは役務の対価の支払又は取引料の提供が行われているときは、業務提供誘引販売業を行う者は、速やかに、その全額を返還すること。

3 書面には書面の内容を十分に読むべき旨を赤字の中に赤字で記載しなければならない。

4 書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

5 書面に記載するに際し、第一項の表第三号の下欄に掲げる内容については赤字で記載しなければならぬ。

(業務提供誘引販売取引における禁止行為)

第四十六条 法第五十六条第四号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約(その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所その他これに類似する施設によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。)について迷惑を覚えさせるような仕方解除を妨げること。
- 二 未成年者その他の者の判断力の不足に乘じ、業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させること。

三 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。

第二十五条中「第十七条の六第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条第二号中「別記様式」を「様式第一」に改め、同条を第三十八条とする。

第二十四条の見出しを「（誇大広告等の禁止）」に改め、同条中「第十七条の四」を「第四十三条」に改め、同条第三号中「又は権利についての国又は地方公共団体」を「若しくは権利、役務提供事業者若しくは販売業者又は役務提供事業者若しくは販売業者の行う事業についての国、地方公共団体、著名な法人その他の団体又は著名な個人」に改め、同条を第三十七条とする。

第二十三条第一項中「第十七条の三第三項」を「第四十二条第三項」に改め、同項の表第二号中「第十条の九第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同表第三号中「第十七条の十第三項」を「第四十九条第三項」に改め、同条第二項中「第十七条の九第二項ただし書」を「第四十八条第二項ただし書」に改め、同条を第三十六条とする。

第二十二条第一項中「第十七条の三第三項第一号」を「第四十二条第三項第一号」に改め、同条第二項中「第十七条の三第三項第七号」を「第四十二条第三項第七号」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十一条第一項中「第十七条の三第二項」を「第四十二条第二項」に、同項の表第二号中「第十七条の九第一項」を「第四十八条第一項」に、同表第三号中「第十七条の十第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条第二項中「第十七条の九第二項ただし書」を「第四十八条第二項ただし書」に改め、同条を

第三十四条とする。

第二十条第一項中「第十七条の三第二項第一号」を「第四十二条第二項第一号」に改め、同条第二項中「第十七の三第二項第七号」を「第四十二条第二項第七号」に改め、同条を第三十三条とする。

第十九条第一項中「第十七条の三第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同項第一号ト中「第十七条の九第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同号チ中「第十七条の十第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同項第二号ト中「第十七条の九第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同号チ中「第十七条の十第三項」を「第四十九条第三項」に改め、同条を第三十二条とする。

第十八条中「第十五条第四号」を「第三十八条第四号」に改め、同条第二号及び第三号中「第十二条第一項各号」を「第三十四条第一項各号」に改め、同条第五号中「第十四条」を「第三十七条」に改め、同条に次の二号を加える。

六 未成年者その他の者の判断力の不足に乘じ、連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結せしむるに依る。

七 連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職

業その他の事項について虚偽の記載をさせること。

第二章中第十八条を第三十一条とする。

第十七条第一項中「第十四条第二項」を「第三十七条第二項」に、「本条」を「この条」に改め、同項の表第二号中「において条件とされる」を「に伴う」に、同表第三号中「第十七条第一項」を「第四十条第一項」に、同項イ中「第十四条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、「法第十一条第一項の政令で定める基準に該当することとなる」を削り、同項ホ中「商品」の下に「若しくは権利」を、「代金」の下に「若しくは役務の対価」を加え、同表に次の一項を加える。

五 特定利益に関する事項	<p>イ 商品若しくは権利の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者に対する商品若しくは権利の販売金額又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者に対する役務の対価の支払の金額に対して収受し得る特定利益の金額の割合その他の特定利益の計算の方法</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、特定利益の全部又は一部が支払われな</p>
--------------	---

いこととなる場合があるときは、その条件  
ハイ及び口に掲げるもののほか、特定利益の支払の時期及び方法  
その他の特定利益の支払の条件

第十七条を第三十条とする。

第十六条中「第十四条第二項第五号」を「第三十七条第二項第五号」に改め、同条第一号中「当該」を削り、同条第六号中「第十二条」を「第三十四条」に改め、同条を第二十九条とする。

第十五条第一項中「第十四条第一項」を「第三十七条第一項」に、「において条件とされる」を「に伴う」に改め、同項第九号中「第十二条」を「第三十四条」に改め、同条を第二十八条とする。

第十四条中「第十三条」を「第三十五条」に、「条件とされる」を「行われる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第三十五条の規定により連鎖販売取引について広告をするときは、同条第三号の事項については次に定めるところにより表示しなければならない。

一 商品の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者に対する商品の販売金額又は同種役

務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者に対する役務の対価の支払の金額に対して收受し得る特定利益の金額の割合その他の特定利益の計算の方法の概要を表示すること。

二 前号に掲げるもののほか、特定利益の全部又は一部が支払われないこととなる場合があるときは、その条件を表示すること。

三 收受し得る金額その他の特定利益の指標を表示するときは、その指標と同等の水準の特定利益を実際に收受している者が当該連鎖販売業に係る商品の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする者又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする者の多数を占めることを示す数値を表示するなど、特定利益の見込みについて正確に理解できるように、根拠又は説明を表示すること。

第十四条を第二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(誇大広告等の禁止)

第二十七条 法第三十六条の経済産業省令で定める事項は次のとおりとする。

一 商品の性能、品質若しくは効能、役務の内容若しくは効果又は権利の内容若しくはその権利に係る

役務の効果

二 商品の原産地若しくは製造地又は製造者名

三 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項

四 連鎖販売業に係る特定利益に関する事項

五 商品、権利若しくは役務、統括者、勧誘者若しくは連鎖販売業を行う者又は統括者、勧誘者若しくは連鎖販売業を行う者の行う事業についての国、地方公共団体、著名な法人その他の団体又は著名な個人の関与

六 連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除に関する事項（法第四十条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。）

第十三条中「第十三条第三号」を「第三十五条第四号」に改め、同条第一号中「統括者」を「広告をす  
る統括者、勧誘者又は連鎖販売業を行う者」に、「及び住所」を「住所及び電話番号」に改め、同条中  
第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 統括者、勧誘者又は連鎖販売業を行う者が法人であつて、電子情報処理組織（統括者、勧誘者又は  
連鎖販売業を行う者の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続

した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により広告をする場合には、当該統括者、勧誘者又は連鎖販売業を行う者の代表者又は連鎖販売業に関する業務の責任者の氏名

第十三条を第二十五条とする。

第十二条中「第十一条第一項」を「第三十三条第一項」に、同条第一号中「第十五条及び第十七条」を「第二十七条、第二十八条及び第三十条」に改め、「以下」の下に「この章において」を加え、同条を第二十四条とする。

第十一条の八中「第九条の十第三号」を「第二十二条第三号」に改め、同条第四号中「第九条の十二第一項第二号」を「第二十四条第一項第二号」に改め、第一章第四節中同条を第二十三条とする。

第十一条の七中「第九条の八」を「第二十条」に改め、同条を第二十二条とする。

第十一条の六中「第九条の八」を「第二十条」に改め、同条を第二十一条とする。

第十一条の五第一項中「法第九条の六又は法第九条の七」を「法第十八条又は法第十九条」に、「第九条の六第四号」を「第十八条第四号」に改め、同項の表第一号イ中「第九条の七」を「第十九条」に、「第九条の六」を「第十八条」に改め、同表第二号及び第三号中「第九条の七」を「第十九条」に、「第九

条の六」を「第十八条」に、「第九条の十二第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条第二項中「第九条の十二第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条第三項中「第九条の十二第一項第二号」を「第二十四条第一項第二号」に、同条第四項中「第九条の七第二項」を「第十九条第二項」に、「第九条の十二第二項第三号」を「第二十四条第一項第三号」に改め、同条を第二十条とする。

第十一条の四第一項中「第九条の六」を「第十八条」に、「第九条の七」を「第十九条」に、「本条」を「この条」に改め、同項の表第二号口中「第五百四十五条」を削り、同条を第十九条とする。

第十一条の三中「第九条の七第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条を第十八条とする。

第十一条の二の三中「第九条の六第五号」を「第十八条第五号」に改め、同条を第十七条とする。

第十一条の二の二中「令第六条の二第一項」を「特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）第七条第一項」に改め、第一章第三節中同条を第十五条とし、同節に次の一条を加える。

（顧客の意に反して契約の申込みをさせようとする行為）

第十六条 法第十四条の経済産業省令で定める行為は、次のとおりとする。

一 販売業者又は役務提供事業者が、電子契約の申込みを受ける場合において、電子契約に係る電子計

算機の操作（当該電子契約の申込みとなるものに限る。次号において同じ。）が当該電子契約の申込みとなることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示していないこと。

二 販売業者又は役務提供事業者が、電子契約の申込みを受ける場合において、申込みの内容を、顧客が電子契約に係る電子計算機の操作を行う際に容易に確認し及び訂正できるようにしていないこと。

三 販売業者又は役務提供事業者が、申込みの様式が印刷された書面により売買契約又は役務提供契約の申込みを受ける場合において、当該書面の送付が申込みとなることを、顧客が容易に認識できるように当該書面に表示していないこと。

2 前項の「電子契約」とは、販売業者又は役務提供事業者と顧客との間で電磁的方法により電子計算機の映像面を介して締結される売買契約又は役務提供契約であつて、販売業者若しくは役務提供事業者又はこれらの委託を受けた者が当該映像面に表示する手続きに従つて、顧客がその使用する電子計算機を用いて送信することによつてその申込みを行うものをいう。

第十一条の二第一項中「第九条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同項第一号口中「第九条第二項前段」を「第十三条第二項前段」に改め、同条第三項中「第九条第一項本文」を「第十三条第一項本文」

に改め、同条第四項を削り、同条を第十四条とする。

第十一条中「第九条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第十条中「第九条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第九条の二中「第八条の二」を「第十二条」に改め、同条第一号中「性能」の次に「品質」を加え、同条第二号中「又は役務についての国又は地方公共団体」を「若しくは役務、販売業者若しくは役務提供事業者又は販売業者若しくは役務提供事業者の営む事業についての国、地方公共団体、通信販売協会その他著名な法人その他の団体又は著名な個人」に改め、同条第四号中「第八条各号」を「第十一条各号」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項中「第八条ただし書」を「第十一条ただし書」に、「法第八条第一号」を「同条第一号」に、「第七条第四号」を「第八条第四号」に、「第八条各号」を「第十一条各号」に、「第七条第三号」を「第八条第三号」に改め、同条第二項中「第八条第二号」を「第十一条第二号」に、「第七条第三号」を「第八条第三号」に、「第八条第三号」を「第十一条第三号」に改め、同条第三項中「第八条各号」を「第十一条各号」に改め、同条第五項を削り、同条を第十条とする。

第八条中「第八条本文」を「第十一条本文」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第八条第五号」を「第十一条第五号」に改め、同条第二号中「通信機器又は情報処理の用に供する機器を利用した広告（放送又は有線放送に該当するものを除く。）」を「電子情報処理組織（販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第十条第三項及び第十四条第一項において同じ。）を使用する方法により広告」に改め、同条第四号中「第八条第一号」を「第十一条第一号」に改め、同条第七号中「第八条ただし書」を「第十一条ただし書」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「第五条の三第三号」を「第七条第三号」に改め、同条第五号中「第六条第一項第二号」を「第九条第一項第二号」に改め、第一章第二節中同条を第七条とする。

第五条第一項の表第三号へ及び第二項中「第六条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第三項中「第六条第一項第二号」を「第九条第一項第二号」に改め、同条第四項中「第六条第一項第三号」を「第九条第一項第三号」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一項中「本条」を「この条」に改め、同項の表第二号口中「第五百四十五条」を削り、同条を

第五条とする。

第三条の二を第四条とする。

様式中「第二十五条」を「第三十八条」に改め、同様式を様式第一とし、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第二（第四十七条関係）

出 書

年 月 日

殿

氏名又は名称

印

住 所

電話番号

下記の通り、特定商取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがありますので、適当な措

置をとられるよう、特定商取引に関する法律第60条に基づき、申し出ます。

## 記

### 1. 申出に係る事業者

所在地：

名称：

### 2. 申出に係る取引の態様

### 3. 申出の趣旨

### 4. その他参考となる事項

(訪問販売等に関する法律第十八条の三第一項に規定する指定法人が行う同条第二項第四号に規定する訪問販売取引等に関する苦情処理又は相談に係る業務を担当する者を養成する業務に関する省令の一部改正)

第二条 訪問販売等に関する法律第十八条の三第一項に規定する指定法人が行う同条第二項第四号に規定する訪問販売取引等に関する苦情処理又は相談に係る業務を担当する者を養成する業務に関する省令(平成十二年通商産業省令第二百十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定商取引に関する法律第六十一条第一項に規定する指定法人が行う同条第二項第四号に規定する特定商取引に関する苦情処理又は相談に係る業務を担当する者を養成する業務に関する省令

第一条中「訪問販売等に関する法律」を「特定商取引に関する法律」に改める。

第二条中「第十八条の三第二項第四号」を「第六十一条第二項第四号」に、「訪問販売取引等」を「特定商取引」に改める。

附則

この省令は、平成十三年六月一日から施行する。